○日本医科大学における実験動物の施設等、飼養保管及び動物実験に関する細則 (平成19年4月1日細則第2号)

(目的)

第1条 この細則は、日本医科大学動物実験規程(次条において「規程」という。)第6 条に基づき、実験動物の施設等、飼養保管及び動物実験に関する必要な事項を定める ことを目的とする。

(飼養保管施設及び動物実験室の構造・設備等)

- 第2条 規程第3条第2号及び第3号に定める飼養保管施設及び動物実験室(以下「施設等」という。)の構造・設備等は、次のとおりとする。
 - (1) 床、内壁、天井及び付属設備は、清掃が容易であり、衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であるとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。
 - (2) 外部からの野生動物及びハエ、蚊等の害虫の侵入を防ぐための構造と強度を有すること。
 - (3) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、外部との連結箇所のドアは二重若しくはネズミ返しを設けること。
 - (4) 動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、実験動物に過剰なストレスがかからない広さと温度、湿度、換気、照度等が保たれる構造及び空調設備を備えていること。
 - (5) 動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な 姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための 広さ及び空間を備えること。
 - (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、施設等を常に清潔にして、微生物等による 環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図れ、施設等又は設備の整備により騒音 の防止を図れることにより、施設等及び施設等周辺の生活環境の保全ができること。 (施設等への立ち入り)
- 第3条 施設等への立ち入りは、管理者、実験動物管理者、飼養者、動物実験実施者(以下「実施者」という。)の他、管理者の許可あるいは依頼を受けた外来者(動物搬入業者、動物死体処理業者、施設設備等の搬入、点検あるいは修理担当業者、見学者等)のみが行えるものとする。

(実験動物の検収及び検疫)

第4条 実験動物の検収及び検疫については、次のとおりとする。

- (1) 実験動物搬入の申請は、動物実験計画書(以下「計画書」という。)の承認を得た後に可能とする。なお、搬入に際しては管理者へ所定の書類を提出しその許可を得なければならない。
- (2) 動物実験責任者(以下「責任者」という。)は、動物の搬入に際し、発注条件、輸送方法・時間及び動物の状態等を確認するものとする。また、必要に応じて搬入動物に関する健康診断書の提出、伝染病その他疾病の検疫を実施しなければならない。
- (3) 責任者は、前項の全部又は一部を実験動物管理者に委託することができる。 (実験動物の飼養及び保管)
- 第5条 実験動物の飼養及び保管は、次のとおりとする。
 - (1) 実験動物の飼養保管施設には実験動物管理者を置く。
 - (2) 実験動物管理者及び飼養者は、協力して適切な施設設備等の維持管理に務めるとともに、実験動物の習性及び福祉を考慮して当該実験動物に固有の生理、生態、習性が発揮され、ストレスをできる限り抑えることを目標に実験動物を飼養又は保管する。
 - (3) 異種又は複数の実験動物を同一の施設等で飼養又は保管する場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行う。
 - (4) 飼養者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行う。
 - (5) 実験動物管理者、実施者及び飼養者は、実験中の動物については勿論のこと、搬入から不要時に至るまでの全ての期間にわたってその状態を詳細に観察し、適切な処置を施すとともに、動物実験等の目的と無関係に傷害あるいは疾病にかかることを予防するための健康管理を行い、実験動物等の検疫・隔離並びに微生物モニタリングを実施する。
 - (6) ケージ等の飼育機材には、以下の配慮が求められる他、飼育スペースについては、動物の体重、ケージサイズ以外に動物の習性や行動を考慮する必要がある。従って、文献的情報(ILAR Guide for Care and Laboratory Animals 等)の他、専門家の意見及び研究遂行上の必要性を考慮する。
 - ア動物種に応じた逸走防止の構造と強度を有すること。
 - イ 個々の実験動物が容易に摂餌・摂水できること。
 - ウ 正常な体温を維持できること。
 - エ 排尿、排糞及び自然な姿勢が維持できること。
 - オ 動物種固有の習性に応じて、実験動物自身を清潔で乾燥した状態に保てること。
 - カ 動物種に特有な習性に応じた動物間の社会的接触と序列の形成が可能であること。
 - キ 実験動物にとって安全であること。
 - クできるだけ実験動物の行動を妨げずに観察できること。

- ケ 給餌・給水作業及び給餌・給水器の交換が容易であること。
- コ 洗浄、消毒あるいは滅菌等の作業が容易な構造で、それに耐える材料であるこ と。
- サ ケージ交換は床敷等の必要性及びその材質や交換頻度を考慮して定期的に行うこと。
- (7) 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等及び飼養環境等に関する記録を作成し、これを保存する。
- (8) 実験動物管理者は、その所有する実験動物の飼養保管の状況について、年度ごとに学長に報告する。
- (9) 飼養保管施設以外で実験動物は、2日を超えて保管できない。

(実施者等の登録)

第6条 動物実験等に従事する全ての者(実施者、責任者、実験動物管理者及び飼養者)は、 学長に登録申請し、登録後、実験動物利用に関する講習会を受講する。

(計画書の提出等)

- 第7条 計画書の提出、審査等は、以下のとおりとする。
 - (1) 責任者は、動物実験委員会(以下「委員会」という。)が指定する書類に従って計画書を作成し、学長宛に申請する。
 - (2) 委員会は、学長より諮問された計画書を審議し、その結果を文書により学長に報告する。
 - (3) 学長は、計画書の承認、又は却下について、責任者に通知する。
 - (4) 委員会は、必要があれば、計画内容の変更を含めた適切な指導を行うものとする。
 - (5) 責任者は、審議結果に異議があるときは、再審査を求めることができる。
 - (6) 責任者は、計画書の承認を得た後に動物実験等を開始することができる。
 - (7) 責任者は、計画書の変更がある場合は、学長に申請し、承認を得るものとする。 (証明書の交付)
- 第8条 責任者等が研究成果の公表に際して、実施した動物実験等が学長の承認を得ていることを明示する場合には、委員会より証明書の交付を受けることができる。
- 2 責任者は、証明書交付申請に当たり、証明書交付願に、既に審査を受けた計画書の写し及び実験報告書を添付し学長に提出するものとする。
- 3 学長は、提出書類を委員会に諮問し内容を精査の上、証明書を交付するものとする。 (安全上特に注意を払う必要がある動物実験等の手続き等)
- 第9条 安全上特に注意を払う必要がある動物実験等に係る開始までの手続き等は、次の とおりとする。
 - (1) 物理的、化学的若しくは病原体を取扱う動物実験(感染実験)等又は人の安全、健康、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、各安全委員会に申請を行い実験の許可を受ける必要がある。また、各所属における施設等及

び設備の状況を踏まえつつ、実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払う。

- (2) 遺伝子組換え動物の使用に当たっては、学校法人日本医科大学組換え DNA 実験安全委員会(以下「DNA 委員会」という。)承認を受けた後、学長の許可を得る。
- (3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)で規定された生物を扱う等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、既に定められている法律、規則等を遵守し、人の安全を確保し、飼養環境や動物の汚染によって実験計画の信頼性が損なわれないよう十分配慮する。なお、移動の際には逸走を防止し、施設等内外の汚染防止については、施設等、設備の状況を踏まえつつ特に注意を払う必要がある。

(動物の購入等)

- 第10条 動物の購入等については、次のとおりとする。
 - (1) 計画書の承認を得た者が動物を購入しようとするときは、動物種及び利用匹数を記載した実験動物搬入申込書を管理者に提出、許可を得る。
 - (2) 購入可能な動物はマウス・ラットについては SPF(specific pathogen free)動物 を原則とする。
 - (3) 責任者は、動物の搬入に際し、発注条件、郵送方法・時間及び動物の状態等を確認し記録する。
 - (4) 責任者は、実施者に対して必要に応じて健康診断書の提出、伝染病その他疾病の検疫等の実施について指導、監督する。
 - (5) 責任者は、第3号及び第4号の全部及び一部を管理者に委託することができる。 (動物実験等の実施)
- 第 11 条 動物実験等は、施設等の利用規定に従い、施設等において次のとおり実施する。
 - (1) 実施者は、実験の実施に当たり、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう麻酔薬の投与、保管等に留意するとともに、実験動物の状態を定期的に観察し、必要に応じ適切に処置を講じなければならない。
 - (2) 実施者は、計画書に記載された以外の予期せぬ苦痛を与える可能性が生じた場合、 委員会に報告し、委員会の判断を求めるものとする。
 - (3) 実施者は、感染実験等、苦痛度の高い実験を行う場合、実験動物を苦痛から開放するため、人道的エンドポイントを設定し、状況により倫理的観点から実験を中止するものとする。
 - (4) 実施者は、安全上特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する場合は、施設等、設備の保持及び検疫を実施し、実験動物の健康保持に努めるものとする。

(動物実験等終了後の措置)

- 第12条 動物実験等が終了若しくは中止した場合の実験動物の処分について、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 実施者は、致死量以上の麻酔薬の投与、又は頚椎脱臼等によって実験動物にできる限り苦痛を与えないよう配慮する。
 - (2) 実施者は、安楽死処置を行う場合、動物の殺処分方法に関する指針(平成7年7月4日総理府告示第40号)に従うほか、国際ガイドラインにも配慮し、必要に応じて実験動物の専門家に助言・指導を求めるものとする。
 - (3) 実験動物の死体は、黒色のビニール袋に入れ、飼養保管施設で実験動物用に指定された場所に冷凍保存し、処理業者に引き渡す。
 - (4) 責任者は、搬入動物数並びに使用動物数の記録を保存し、学長へ報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第13条 管理者、実験動物管理者及び実施者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、 飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供する。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第14条 実験動物管理者、実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めるものとする。また、管理者、実験動物管理者及び実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めるものとする。 (改廃)

第15条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年10月1日から施行する。